

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

※【本案件は低入札価格調査制度対象案件です】

契約番号：契第L-15号

契約件名：備讃瀬戸海上交通センター海上交通情報処理システム装置等換装工事

項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 入札参加申込手続き
5. 入札書及び関係書類の提出場所等
6. その他

別添 紙入札方式参加願（様式）
別添 確認書（様式）（電子入札参加申込み用）
別添 紙入札業者登録用調査表（様式）
別添 入札書（様式）
別添 契約書（案）
別添 ゴム製品の品質確認等に関する特記仕様

入札説明書

令和8年7月24日付け公告に付した一般競争入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

【本案件は低入札価格調査制度対象案件です】

1 公告の日 令和8年7月24日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 池上 浩之

3 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 備讃瀬戸海上交通センター海上交通情報処理システム装置等換装工事
- (2) 契約内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年2月26日
- (4) 履行場所 備讃瀬戸海上交通センターほか2箇所
- (5) 本件は提出資料、入札を電子調達システムで行う電子入札対象案件である。なお、電子調達システムにより難しいものは、当本部の承諾を得て紙入札方式とする。

4 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は、被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（第六管区海上保安本部を希望した者に限る）において「電気通信工事業」のA又はBのいずれかの等級に格付けされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（ただし、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- (5) 第六管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中でない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者で連絡を取ることは、競争入札の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人間関係があると認められる場合。

(8) 以下の規程に定める届出をする義務を有する場合はその全てを履行している者であること。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定する届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定する届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定する届出

(9) 電子認証（ＩＣカード）の取得

電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。なお、当該ＩＣカードについては、競争参加資格決定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者のＩＣカードに限る。

(10) 電子認証（ＩＣカード）の事前登録

電子入札にて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するＩＣカードを限定するとともにその登録を行うため確認書を提出すること。（確認書は第六管区ＨＰに掲載してあるものを使用すること。）

なお、代表者（競争参加資格決定通知書に記載されている者）から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、これに合わせ年間委任状を提出すること。

本登録にて限定したＩＣカード以外のＩＣカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

5 仕様書交付の期間及び仕様に関する問い合わせ先

(1) 期間等 公告の日から令和８年８月７日まで

広島市南区宇品海岸三丁目１０番１７号

第六管区海上保安本部 交通部 整備課

電話(082) 251-5111 (内線2664)

(2) 電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

政府電子調達システム

<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

問い合わせ先 下記６のとおり

6 契約条項等を示す場所

広島市南区宇品海岸三丁目１０番１７号

第六管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係

電話(082) 251-5111 (内線2223)

7 競争参加資格確認資料等の提出方法及び期限

(1) 電子調達システムによる場合

「資格決定通知書の写」、「ＩＣカード確認書」を

令和８年８月７日 午後４時００分までに

電子調達システムより提出すること。

(2) 紙入札方式による場合

「資格決定通知書の写」、「紙入札方式参加願」及び「紙入札業者登録用調査表」を

令和８年８月７日 午後４時００分までに

上記６の担当係へ持参又は郵送すること。

8 入札書の提出期限

(1) 電子調達システムによる入札書受領期限

令和８年８月２１日 午後４時００分

(2) 紙入札方式による入札書の受領期限

令和８年８月２１日 午後４時００分

上記６の担当係へ持参又は郵送すること。

9 開札日時場所

(1) 日時 令和８年８月２４日 午前１１時００分

(2) 場所 広島県広島市南区宇品海岸三丁目１０番１７号

第六管区海上保安本部 入札室（６階）

10 入札保証金、契約保証金及び前払金

入札保証金－免除、契約保証金－要、前払金－可

11 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第六管区海上保安本部入札・見積者心得、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 入札の方法

当該入札の執行において入札執行回数は、原則として２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

13 開札

① 電子調達システムによる場合

- (ア) 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

- (ア) 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - (イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。（この間、開札場への入退室はできない。）
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
 - (ウ) 入札者等が開札に立ち会わない場合は、第2回目以降の入札を辞退したものとする。
なお、紙入札方式での入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも当該紙入札方式での入札参加者の入札は有効として取り扱う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
 - ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

14 落札者の決定方法

- (1) 第六管区海上保安本部入札・見積者心得による。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
 - (ア) 同価格の入札をした者が電子入札参加者のみの場合、電子入札参加者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - (イ) 同価格の入札をした者が電子入札参加者と紙入札参加者が混在する場合、電子入札参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札参加者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - (ウ) 同価格の入札をした者が紙入札参加者のみの場合、その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札参加者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札参加者は「紙入札方式参加願（様式1）」に記載するものとする。

15 契約書の作成（ただし、契約金額が250万円に満たない場合は省略することがある）

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、当該落札者とすみやかに契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

16 代金支払時期 全ての検査合格後、請求書を受理した日から40日以内

17 前払金

- (1) 請負代金の10分の4以内。なお、低入札価格調査を受けた者との契約は、10分の2以内。
ただし、前金払をした後において、請負代金を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代金の10分の5以内。
- (2) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業会社による保証が必要となります。

18 前金支払時期

前金保証証券受託後、請求書を受理した日から14日以内。

19 既済既納部分払：無

20 期限延伸の措置 受注者の請求による期限延伸については、受注者の責に帰することのできない場合は、受注者の延長請求により協議し延長措置をとる。

21 危険負担 天災事変等による場合を除き、原則として受注者負担。

22 保証期間（契約不適合責任）

- (1) 木造建築物の建設工事及び設備工事等（1年）
- (2) コンクリート建築物又は土木工作物等（2年）
- (3) 受注者の故意又は重大な過失の場合（10年）

23 注意事項

(1) 電子調達システムによる添付資料

電子調達システムによる添付資料（資格決定通知書・工事内訳書等）は、次のいずれかのファイル形式で作成し提出すること。ただし、証明書類等の容量が1MBを超える場合には郵送等で提出すること。

- ・一太郎 Ver10以下
- ・Microsoft Word 2000形式以下
- ・Microsoft Excel 2000形式以下
- ・その他のアプリケーション PDFファイル Acrobat Ver. 6以下
- 画像ファイル JPEG形式
- 圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(2) その他

第1回の入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、電子入札、紙入札が混在する場合があるため、当本部から指示する。開札時間から30分後には当本部から再入札通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。
開札処理に時間を要し、予定時間を大幅に超えるようであれば当本部から連絡する。
なお、紙入札による入札業者については、入札会場で待機すること。原則として退室は認めない。

24 入札書提出にかかる委任について

- (1) 紙入札方式で入札に参加する者で、代表者以外の者が入札書を提出する場合には、委任状（個別委任可）が必要。
電子調達システムにより入札に参加を希望する者で、代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者は、所定の受領期限までに年間委任状（原則として、個別委任は不可）が必要となる。
- (2) 記載事項：工事件名、委任事項（入札及び見積について等）、委任者記名、受任者記名
ただし、契約締結に関する委任の場合は、押印省略不可

25 入札書・委任状等の書式

次のURLアドレスから、適宜、ダウンロードし作成すること。なお、ダウンロードできない場合は、事前に、上記4の担当係に申し出ること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>

26 「工事費内訳書」の提出

入札参加者は第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。支出負担行為担当官等（補助者を含む。）は本内訳書について説明を求めることがある。また、本内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、第六管区海上保安本部入札・見積者心得第6(12)に該当する入札として、原則として当該内訳書提出の業者の入札を無効とする。

電子調達システムによる工事内訳書は入札書送信時添付すること。

（内訳書には、工事件名、会社の所在地、会社名、内訳書提出日の日付を必ず明記すること。）

紙入札による業者は、上記8(2)により入札書及び工事内訳書を持参又は郵送すること。

別表「原則として下記各項に該当する工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とする場合」

1	未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の内訳書である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	内訳書に押印が欠けている場合（紙入札者に限る）
		(6)	内訳書が特定できない場合
		(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
		(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3	添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4	記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
		(2)	発注案件名に誤りがある場合
		(3)	提出業者名に誤りがある場合
		(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5	その他未提出又は不備がある場合		

27 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度について

- (1) 第六管区海上保安本部が発注する工事等において、暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

28 その他

- (1) この入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回る価格の入札者については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
- (2) 書面により入札箱に投函された入札書については、第六管区海上保安本部入札見積者心得第6各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。
 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。
 また、入札書の押印を省略する場合は、封筒に「押印省略」と明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。
- (3) 契約保証金の納付について
 契約金額の1/10以上、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の3/10以上
 なお、契約保証金を返還する場合は利息を付さない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 別に配置を求める技術者
 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第六管区海上保安本部管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
 - ① 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直しは除く。
 - ② 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督者から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。

③ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他の必要な事項を監理技術者の通知と同様の契約担当官等に通知することとする。

- (5) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認すること。
この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利な取扱いを受ける場合がある。
- (6) 落札（請負）業者は、受注後CORINS登録を行うこと。
- (7) 本契約は、別添のとおり「ゴム製品の品質確認等に関する特記仕様」を付記する。
- (8) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。